

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 港湾管理者に対する国土交通大臣の報告徴収及び技術的な援助の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができるものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十六年六月一日から施行するものとする。

(附則関係)